

## 業務仕様書

### 【感染性廃棄物等収集運搬・処分業務】

#### 1 目的

廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の確保・向上を図る。

#### 2 委託範囲

当院指定場所への容器の補充と集積所からの廃棄物の収集・処分先までの運搬及び焼却処理と最終処分

#### 3 委託期間

2025年4月1日～2026年3月31日（1年間）

#### 4 委託予定数量

・感染性廃棄物（プラスチック容器 20L）	11,120 箱	2,6000 kg/年
・感染性廃棄物（プラスチック容器 50L）	10,000 箱	50,000 kg/年
・感染性廃棄物（ダンボール容器 20L）	1,000 箱	900 kg/年
・感染性廃棄物（ダンボール容器 40L）	14,200 箱	40,000 kg/年
・感染性廃棄物（ダンボール容器 80L）	10,500 箱	50,000 kg/年
・引火性廃油（ポリタンク 20L）	30 箱	350 kg/年
・廃油（ポリタンク 20L）	150 箱	1,900 kg/年
・廃酸（ポリタンク 20L）	170 箱	2,000 kg/年
・廃アルカリ（ポリタンク 20L）	10 箱	120 kg/年

【委託予定数量合計】 171,270 kg/年

#### 5 専用容器

専用容器については、プラスチック容器はバイオハザードマーク入りであり、耐貫通性で蓋付の形状ものとし、蓋を閉めた時に密閉状態になること（製品指定については別紙参照のこと）。

ダンボール容器はポリ袋（赤または透明）及び止め具付きで、バイオハザードマーク入りであること。ポリタンクは同等品とする。

#### 6 履行場所

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院

#### 7 法の遵守

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等関係法令及びガイドラインを遵守し、安全かつ適切に廃棄物の収集・運搬及び処理を行うこと。

#### 8 業務内容

## (1) 廃棄物の収集・運搬及び処分方法等

- ① 受託者は、廃棄物の収集・運搬及び処分にあたっては、廃棄物による人の健康または生活環境に被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混在して収集・運搬しないこと。
- ② 受託者（収集運搬事業者）は、廃棄物の積替え及び保管は行わないこと。
- ③ 受託者（収集運搬事業者）が収集・運搬する車両は、落下等の危険がないようにボックス型で悪臭等が発生しないように保冷設備を有していること。また、各自治体への登録済車両であること。
- ④ 処分容器は、委託者が指定する仕様とする。（別紙参照）
- ⑤ 受託者（収集運搬事業者）は、廃棄物保管庫に集積してある容器を収集する。また、新しい容器の納入数については、事前に病院の係員と打合せすること。
- ⑥ 受託者（収集運搬事業者）は、廃棄物の積み込みの際は、周囲の安全を十分注意し、業務に支障のないよう速やかに行うこと。
- ⑦ 受託者（中間処理事業者）は、廃棄物の搬入後速やかに「焼却」により中間処理すること。残渣物は受託者の責任により法令に従い最終処分すること。尚、委託者は中間処理施設を指定しない。
- ⑧ 受託者（収集運搬事業者）は、委託者と中間処理事業者との契約締結に関わること。
- ⑨ 受託者（収集運搬事業者）は、廃棄物の排出状況について、期間・容器の種別等を排出事業者が指定して排出状況を確認できる仕組みを提供すること。

## (2) 収集日等

- ① 受託者（収集運搬事業者）は、週3回収集すること。
- ② 収集する曜日は、契約締結後速やかに病院係員と打ち合わせのうえ定めること。
- ③ 廃棄物の収集の運用方法（集積場所・収集日）等変動する旨、委託者より依頼があった場合は、誠意をもって迅速かつ臨機に対応すること。
- ④ 委託者から不定期（臨時）での収集要請があるときは、協議に応じること。  
受託者は、臨時収集時に別途費用（配車費など）が発生する場合は、事前に委託者に通知する。（現状、2週間に1回程度、臨時収集あり）

## 9 マニフェスト

受託者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム及び電子マニフェストシステムと連携するASPシステムを利用し、病院から受託した廃棄物の収集・運搬及び処分の管理を行うこと。

## 10 災害対策

受託者（収集運搬事業者）は非常時の社内体制づくり、連絡体制、容器の確保、収集運搬体制などが具体的に確立されていること。なお、そのマニュアル等は、契約締結後速やかに提出すること。

## 11 その他

- (1) 廃棄物の積み込みが終了した後は、周囲の清掃を行い、空の容器等は指定する位置に置くこと。
- (2) 受託者（収集運搬事業者）は、業務の実施にあたって委託者または第三者に危害及

び損害を与えないように万全の措置をとること。また、損害責任保険（請負業者）に加入しており、毎年証券の写しを提出すること。

- (3) 受託者は、特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物処分業（中間処理、最終処分）の許可証の期限が切れた場合は、その写しを速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、ISO14001 認証を取得済みであること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めることとする。

## 12 提出書類

- ① 神奈川県、処分先の特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ② 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ③ 最終処分場の産業廃棄物処分業許可証の写し
- ④ 廃棄物処理フロー
- ⑤ 賠償責任保険（請負業者）の保険証券写し
- ⑥ 電子マニフェストシステム（JWNET）加入証の写し
- ⑦ ISO14001 認定登録証明書の写し

## 13 請求及び請求額の算定

受託者は毎月の業務完了後、費用を請求するものとする。請求額は各品目の単価に処理数量を乗じて算定し、その内訳を記載すること。